

湾岸諸国とは異なる イラクのビジネス関連法制度

ドバイ事務所 内田 政義

イラク政府は経済復興・開発の鍵として外資誘致を重視しており、投資や貿易に関する法制度を積極的に整備してきた。外資出資比率の規制や商業代理店といった面では、湾岸諸国で広くみられる制度と異なる点もある。

本稿では、日本企業がイラク・ビジネスに取り組む上で重要な投資・貿易関係の法制度とその留意点について概観する。

法整備の遅れが 投資の足かせにも

世界銀行発表の『世界ビジネス環境報告 (Doing Business Report)』(2012年版)の「ビジネスのしやすさ」の順位では、イラクは183か国中164位と評価は低い。「事業清算」(183位)、「通関」(180位)、「事業開始」(176位)、「信用取得」(174位)といった項目で特に評価が低く、イラク・ビジネスの難しさを示している。イラクは04年に世界貿易機関(WTO)に加盟申請しているが、国内法をWTO協定に沿った形で整備し切れていないため、加盟は実現していない(オブザーバー参加)。従って、イラクの法制度の現状を理解しておくことは今後のイラクビジネスへの参入にとって極めて重要だろう。

実際、イラクでの民間投資は依

然として十分な水準とは言いがたい。イラク政府も投資促進のためには治安回復と並んで投資環境整備が不可欠ということは理解している。10~14年を対象とした国家開発計画(NDP)においても、継続的な法律・規則の整備によって外国資本の誘致に取り組むとの意欲が示され、順次整備を進めているところだ。

イラクの法制度には、大別して①イラク戦争前の旧体制時代の法律、②その後の連合国暫定当局(CPA)時代の指令、③民政移行後のイラク政府により制定された法律があり、それらが混在しているのが現状だ。以下、企業のイラク・ビジネスとして想定される投資(拠点設立)と貿易、特に輸出の2点を概観する。

まず、外国企業の対イラク投資で基本となるのは、06年に制定された投資法(第13号)だ。同法では、10年間の租税・手数料免除、投資資金の回収・利益送金、イラク人で代替できない場合の外国人労働者の雇用、資器材輸入関税の3年間免除、国有化からの保護といった投資奨励措置が、投資規模・地域によって認められている。ほかの湾岸諸国では現地法人設立時に外資出資比率制限があるが、イラクではこれがないため、外資100%が可能な点は特筆されよう。さらに、同法は10年2

月に改正が行われ、外国の企業や投資家が住宅を建設する場合に土地所有が認められている点も特徴だ。

投資手続きの窓口となるのが、同法の下に設置された国家投資委員会(NIC)だ。国内の投資プロジェクトに対し、投資許可の付与を行う。NICは投資家に対するワンストップサービス(総合窓口)の機能を持ち、投資家から提出された申請書、事業化調査、銀行による財務能力認証を審査し、関係省庁との調整を行う機能を担う。注意が必要なのは、投資許可は投資プロジェクト(商業活動)自体に対して付与されるものでないという点である。

また、NICは中央政府が扱うべき戦略的投資案件(SPFN)を対象とし、それ以外は各州に設置されている投資委員会が窓口となる。

外国企業がイラクに拠点を設置する際の主な形態としては、①有限責任会社(LLC)、②株式会社(JSC)、③支店、④駐在員事務所がある。独立した法人格を有するのは①と②だが、株式公募の要否、最低資本金額、株主数、そして経営の意思決定システムの点などが異なる(表)。一方、③と④は法人格を持たないが、販促やマーケティングのみ可能な④に比べて、③は事業可能範囲が広い。ただし、③はその親会社がイラク政府と契約を締結している場合のみ認められている。こうした拠点設立の際には、申請書などの必要書類を貿易省の会社登記局に提出し、承認を得る必要がある。

投資法や同法施行規則では、投

資に伴う投資家の義務も定めている。NICに届け出たビジネスプランの円滑な遂行はその一つで、6カ月以上遅れてはならない。また、雇用・労務の面では、イラク人の職業訓練や要員の50%以上のイラク人化といった定めもある。事業遂行に際してのイラク法の順守も求められており、労働法（1987年）や環境法（09年）などが関係する。労働者を雇用する場合、雇用契約の終了が困難な点は他の湾岸諸国と変わらない。

相対的に自由度高い 代理店制度

次に、イラク向け輸出に関する法制度。イラクが他の多くのアラブ諸国と大きく異なる点として、外国企業がイラク国内で物品を販売する際、地元の代理店を通すことが義務付けられていない点が挙げられる。従って、外国企業はイラクに輸出する場合、直接販売を行うことができる。

商業代理店を通して販売する場合には商業代理店法（2000年法第51号）と民法が関係する。このうち代理店法については、他のアラブ諸国の場合は1度締結した代理店契約を解約することは多額の補償金なしには困難なほか、独占販売権の付与も求められる。ところが、イラクの場合は同様の規定はなく、保護の度合いが低い。ただ、民法に従い補償金支払い義務が生じるケースもある。

知的財産権法は整備途上で、CPA統治下での改正を踏まえ、WTO要件に沿った改正準備が進められている。商標権が10年間、特許権が20年間、著作権が50年

表 イラクにおける有限責任会社と株式会社の主な設立要件

会社形態／項目	株式公募	最低資本金	株主数	その他の主な要件
有限責任会社(LLC)	なし	100万ID	~25人	・代表取締役が経営(取締役会はなし) ・株主総会を半年ごとにイラクで開催
株式会社(JSC)	必要	200万ID	5~100人	・取締役会を2カ月に1度イラク国内で開催 ・株主総会を年に1回バグダッドで開催

注：IDはイラクディナール

出所：イラク会社法(<http://www.investpromo.gov.iq/index.php?id=90>)より作成

間、それぞれ保護されている。

ビジネスでトラブルが生じた場合の紛争解決法については、特別なものは存在しない。紛争解決手段としては、国内司法機関、外国司法機関、国際仲裁機関いずれも利用可能である。ただ、これら機関での審判内容がイラク国内で「執行」されるか否かは不透明なのが実情だ。なお、イラクは商事紛争時に相互に判決の執行を認めるリヤド条約の加盟国であり、ニューヨーク条約へも加盟交渉中である。

企業がイラクへの投資や輸出を図る際には、前述の法律に例外があることに留意が必要だ。投資法は石油・ガスの採掘および生産に関する投資や、銀行・保険業に関する投資は対象外で、これら分野は別途、石油法や銀行法により定められることになっている。現状は、石油法は未成立のまま、石油局は順次、鉱区入札を行っている。

イラク政府は憲法に基づき、自治的な権利を有する区域を認めている。これら区域では、連邦政府の法に反しない限りで独自の制度が認められる。例えば、イラク北部のクルド人地区では政府関係機関との契約の有無にかかわらず支店を開設することができる。ただし、同地区独自の石油法に基づく外資との生産分与契約の有効性に

ついては、連邦政府との間で議論が分かれる。なお、現在のところイラクにもバスラなど3カ所にフリーゾーンが存在し、輸出入関税や所得・送金に係る税が免除されるなどの特恵がある。

法律の実際の運用や 慣例の確認が重要

ドバイを中心に外国企業のイラク・ビジネスを支援するハーバード・スミス法律事務所のリーブス弁護士は、法律面での難しさを指摘する。それは、法律で定められていないことでも慣例により判断されたり、異なる運用がなされるケースが多いことだ。イラクでの拠点開設を準備中の日本企業の担当者は、現地法律事務所などを通じて法律の運用状況を知ることが不可欠と助言する。

イラク・ビジネスの関連法令は整備途上にあり、規則の細部を含め引き続き新規制定や改訂が行われていくものと予想される。最新の情報を確認するにはNICのほか、日本とイラクの経済交流促進を目的に設立されているイラク委員会（事務局：中東協力センター）のウェブサイトなどが有用だ（注1、2）。

JS

注1：<http://www.investpromo.gov.iq/>

注2：<http://www.iraq-jccme.jp/>